



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画の縦覧
【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】

2

北九州市公告第 7 3 3 号

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画（第二回変更）を土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 5 5 条第 1 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 3 条の規定により、次の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画に定められた事項を除く。）について意見のある利害関係者は、令和 7 年 1 1 月 1 2 日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和 7 年 1 0 月 1 6 日から同月 2 9 日までの毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 号（北九州市立商工貿易会館 5 階）

北九州市都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室

3 意見書の提出要領

当該事業計画について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、第 2 項の縦覧場所に令和 7 年 1 1 月 1 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）に到着するように提出すること。

なお、意見書を郵便及び信書便で差し出した場合は、令和 7 年 1 1 月 1 2 日までの消印があれば当該提出期間内に提出したものとみなす。